

健診後受診補助金制度のご案内

ご自身の健康を守るために 医療機関を 受診しましょう！



令和7年4月から、システナ健康保険組合では、被保険者および被扶養者が健診後に再検査や治療が必要と判定された場合に、受診費用の一部を補助する制度を開始します。

(令和7年1月から3月までに健康診断を受けた方も、以下の要件を満たせば補助対象となります。申請受付は4月1日からとなります)

目的

この制度は、健康診断の結果再検査や治療が必要とされた場合に、医療機関を積極的に受診してもらうことを目的としています。早期発見・早期治療によって、被保険者および被扶養者の健康管理や疾病予防に繋がります。

対象となる健康診断

事業所、組合、自治体が行う健康診断が対象です。

対象疾病

- 生活習慣病(血圧、血糖、脂質、肝機能、腎機能)
- がん(肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん)

補助金を受けるための要件

- 再検査受診時または治療開始時にシステナ健保組合の被保険者または被扶養者であること
- 健康診断の結果、「要再検査」「要精密検査」または「要医療」と判定されたこと
- 健康診断時に対象疾病について治療を開始していないこと(治療が1年以上中断していた場合も申請可能です)
- 健康診断受診日から3ヶ月以内に医療機関を受診すること

補助金支給額

- 対象疾病に関わる受診費用または5,000円のうち、いずれか低い額を支給します。
- 補助金は、健診後の医療機関受診について1回(その受診で対象疾病に関わるお薬が処方された場合はお薬代も含めて1回とします)に限り適用します。

公 告

公告第299号

新年度の健康保険料率および介護保険料率について

令和7年度の健康保険料率は9.0%とし、昨年度の9.4%から引き下げました。

介護保険料率は1.6%とし、昨年度から変更ありません。

令和7年3月1日(令和7年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和7年4月1日)から適用します。

	健康保険料率		介護保険料率	
	新料率	旧料率	新料率	旧料率
被保険者	45.00/1000	47.00/1000	8.0/1000	8.0/1000
事業主	45.00/1000	47.00/1000	8.0/1000	8.0/1000
合 計	90.00/1000	94.00/1000	16.0/1000	16.0/1000

内訳は次のとおりとなります。

- 一般保険料率 88.70/1000 基本保険料率 50.25/1000
- 調整保険料率 1.30/1000 特定保険料率 38.45/1000

公告第300号

任意継続被保険者の 新年度保険料について

令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額額は320,000円です。保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	320,000円(第23等級)
健康保険料月額	$320,000円 \times 90/1000 = 28,800円$
介護保険料月額	$320,000円 \times 16/1000 = 5,120円$

上記標準報酬月額額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べ、いずれか低い方の額を適用します。

(適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

事業概要

(2025年2月末現在)

事業所数



9 事業所

被保険者数



男 3,063 人
女 2,619 人
計 5,682 人

平均標準報酬月額



男 348,612 円
女 280,057 円
平均 317,013 円

被扶養者数



1,057 人
1人当たり扶養率
0.19 人

介護保険第2号被保険者数



1,191 人